平成２１年（ネ）第５７６３号　遺伝子組換え稲の作付け禁止等請求控訴事件

控　訴　人　　山　田　　稔　ほか１２名

被 控 訴 人　　独立行政法人 農業・食品産業技術総合研究機構

上　申　書（尋問方法について）

２０１０年7月３０日

東京高等裁判所 第２０民事部　　御中

控訴人ら訴訟代理人弁護士　　柳　原　敏　夫

第１　上申の趣旨

２０１０年7月３０日付け証拠申出書記載の証人尋問について、民事訴訟規則１１８条に定める対質尋問の方法により行われたく、上申いたします。

第２　上申の理由

今般提出の控訴人準備書面(6)で明らかにしました通り、本裁判の事案解明の核心は、控訴人と被控訴人のいずれの主張が、客観的な証拠である①裁判と無関係に被控訴人により公開された科学的情報と②科学界の科学的「常識」に合致しているかを解明することにあります。

その解明のために最も必要かつ有益な方法として、２０１０年7月３０日付け証拠申出書において、木暮一啓東京大学教授と川田元滋被控訴人職員の証人尋問を申請したわけですが、今後、両名の証言の中で、同一の尋問事項に対して食い違いを生じるのは必至と思われます。その場合、この食い違いの解明こそ本裁判の事案解明のクライマックスともいうべき課題と考えます。

そこで、この食い違いについてどちらの証言が正しいかを明確にする必要がありますが、その心証形成のためには、順に証人尋問を行うのではなく、両証人を同席させて尋問を行うことが最も効率的かつ効果的であると考えます。いずれも専門家証人であり、不当に混乱するなどのデメリットはありません。また、いずれにしても集中証拠調べの方法により実施されることが予想されますので、出頭の点でも対質尋問で行うことへの障害はないと考えられます。

以上より、両証人に対し「効率的に真相に到達するツール」である対質尋問を採用していただくよう上申いたします。

以　上